

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第15回 台湾

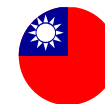
2023年 1月

台湾の税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	9
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
企業進出形態の比較	15
PE課税	16
税務調査および異議申立て・税務訴訟	17
ホットトピック	18

税制概要



- 台湾の税制は、国税と地方税に分類されており、香港と同じく中国税法の適用はない。台湾の政治体制は、三民主義（民族独立、民権伸張、民生安定）に基づく民主共和制で、総統を国家元首としており、議会は一院制である
- 言語：中国語、台湾語、客家語等
- 通貨：ニュー台湾ドル（NTD）
- 居住法人：中央管理地などが台湾であると登録されている法人（設立準拠法）。ただし管理支配地基準も導入予定
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税取決め：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：国税局（National Taxation Bureau ; NTB）

営利事業所得税（Profit-Seeking Enterprise Income Tax）

税率

課税所得NTD 12万以下：免税

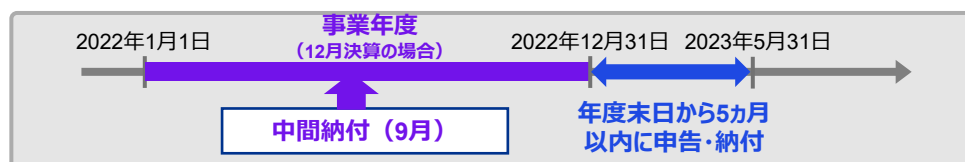
課税所得NTD 12万超：20%（税額上限：課税所得額のNTD12万超過分の半額）

課税年度

暦年または任意の事業年度

申告納付期限

事業年度終了後5ヵ月以内



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

政府関係諸費用

民間企業の設立には、資本金の4000分の1（NTD 1,000未満部分はNTD 1,000とする）が課せられる。登記変更等に係る手数料は、NTD 1,000である。

家屋税

家屋所有者に対して建物評価額の1.2～5%の家屋税が課される（例：営業用家屋の場合は3～5%）。

地価税

土地所有者に対して地価総額の0.2～5.5%の地価税が課される（例：工業用地の場合は1%）。

証券取引税

株式、社債等の取引に対して証券取引税が課税される。

- ・会社が発行した株式：売買価額の0.3%
- ・社債およびその他政府に認可された有価証券：売買価額の0.1%

契約税

不動産の売買、抵当権設定等を行った場合に所定の税率で課税される（売買の場合は6.0%）。

印紙税

金銭領収書、請負契約書、不動産売買契約等の作成・締結に発生する。（不動産売買契約の場合は表示金額の0.1%）。

社会保険料

雇用主は被雇用者に係る月額報酬を基準として、一定割合の退職金、就業保険費、医療保険等の社会保険料を負担しなければならない。雇用主が負担する社会保険料は、法人税の計算上損金算入できる。

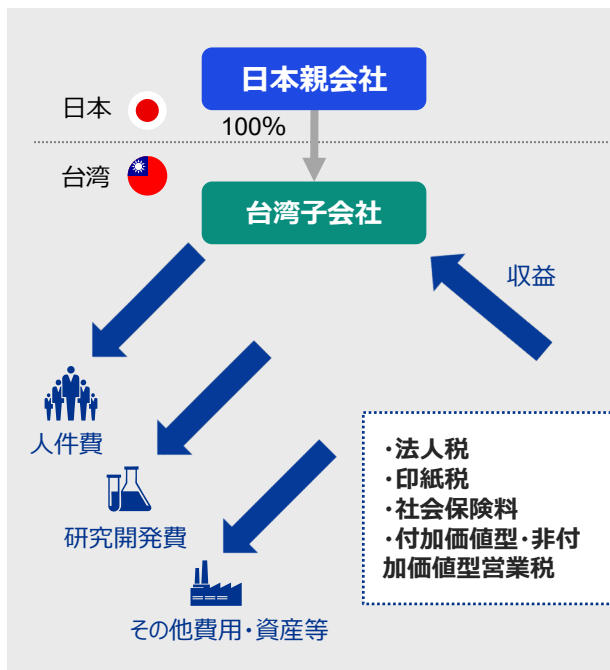
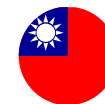
非付加価値型営業税

金融・保険業、ナイトクラブ等の特定業種を対象として、その売上に対して課税される。（金融・保険業の場合は1～5%）。

付加価値型営業税

台湾で販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。税率は5%である。

事業課税（事業期間中）（1／3）



中小企業の特例

中小企業の定義：

- 資本金がNTD 1億以下または従業員が200人未満

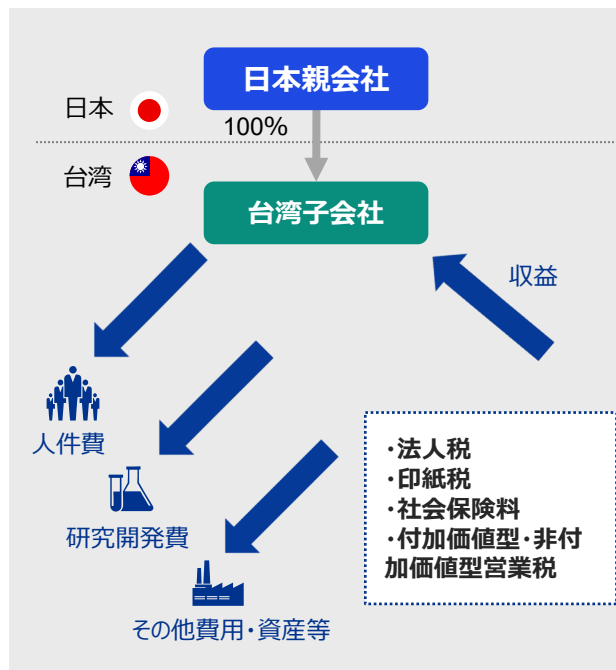
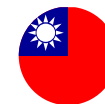
租税優遇：

- 研究開発費の税額控除、知的財産権の現物出資に係る所得税の免除、新規雇用従業員に対する所得追加控除等

台湾営利事業所得税

税率	20%
	未分配利益に対する追加課税 企業は当年度の利益を配当しない場合、当該未配当利益に対して5%の追加営利事業所得税を課税される。
課税所得計算	所得基本税（Income Basic Tax ; IBT） 諸外国で導入されている最低法人税に類似する制度である。 租税優遇措置、証券および先物取引に係る譲渡益免税を適用しないで計算した「基本所得額」の12%で課税（基礎控除額はNTD 50万である）。
	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	繰越期限 10年間（青色申告の提出等要件がある）
	繰戻し 不可
キャピタルゲイン・ロス	- 基本的に、台湾企業が発行する株式の譲渡および先物取引以外のキャピタルゲインは、通常利益と同様に取り扱われる - キャピタルロスは同年度の通常利益と相殺することが可能（免税キャピタルゲイン対象取引から生じるキャピタルロスの損金算入は認められない） - 台湾企業が発行する株式の譲渡および先物取引は、営利事業所得税が課されないが、証券取引税が課税される（基本所得額の計算対象になる） - 土地・建物：2016年以降に取得した土地・建物（不動産化体株式を含む）の譲渡は、保有期間に応じて20%（5年超の保有）・35%（2年超、5年以下の保有）・45%（2年以下の保有）で課税される※（なお、土地税法上により計算した土地公示価額上昇額は、土地増値税の対象になっているため、キャピタルゲインの計算から除外する） ※台湾域外企業の場合、35%（2年超の保有）・45%（2年以下の保有）の税率が適用される
中間納付	事業年度の開始日から8ヵ月を経過した日から1ヵ月以内に中間納税する必要がある。

事業課税（事業期間中）（2／3）



台湾営利事業所得税

法人所得税 債務の時効	申告期限から5年（不正と判断される場合は7年）
連結納税制度	なし（金融持株会社向けの特例がある）
税制改正	台湾の税制は急激な経済発展の要請に対応するため頻繁に改正されてきたが、近年ではより税収確保を目的とした改正がなされている。税制改正の時期は特に決まっていない。

中小企業の特例

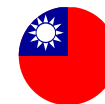
中小企業の定義：

- ・ 資本金がNTD 1億以下または従業員が200人未満

租税優遇：

- ・ 研究開発費の税額控除、知的財産権の現物出資に係る所得税の免除、新規雇用従業員に対する所得追加控除等

事業課税（事業期間中）（3／3）



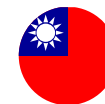
課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益
(+) 益金算入項目
(+) 損金不算入項目 例：交際費
(-) 益金不算入項目 例：台湾域内受取配当金、 株券および先物取引に係る譲渡益
(-) 損金算入項目
当期課税所得
(-) 税務上の繰越欠損金
課税所得
(×) 法人所得税率
法人税額
(-) 源泉税額
(-) 中間納付税額
差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

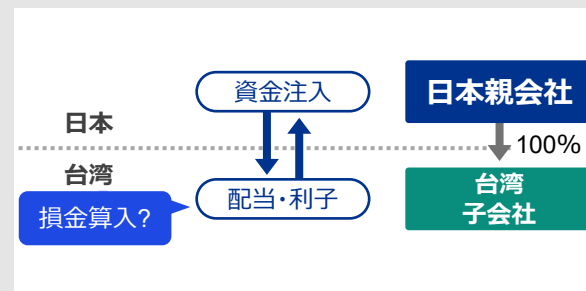
一般原則	会社の事業目的を達成するために生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である
交際費	交際費の支出については、税務上、損金算入限度額に関する制度が設けられている。
準備金および引当金	- 退職給付引当金および退職基金への拠出額： ✓ 労働基準法に基づいて拠出した企業別退職金口座への拠出額について、給与の15%を限度に損金算入ができる ✓ 労働者退職金条例に基づいて拠出した労働者個人別退職金口座への拠出額は全額損金算入ができる - 貸倒引当金：年度末の受取手形および売掛金の1%までの損金算入が認められる
固定資産の償却費	- 減価償却方法は定額法、定率法などが利用されている - 耐用年数の設定について、財務部（MoF）が公表した耐用年数表で定められた年数より短い時間で減価償却を行うことは認められない
寄附金	- 政府機関等への特定寄附金については、全額損金算入が認められている - 上記以外の寄附金は、一部の団体（例：政党、政治団体）等を除き、原則として損金不算入となる
受取配当	- 台湾域内法人からの受取配当は、益金不算入となる - 台湾域外法人からの配当は課税対象となり、外国税額控除の対象となる
損金不算入の費用	営利事業所得税、個人所得税、個人支出、罰金等

事業課税（資金注入、資金還流時）



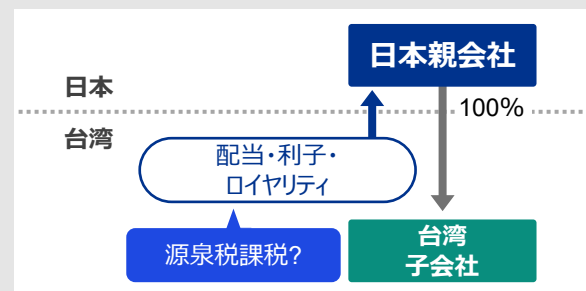
資金注入した 場合の留意点

- ・ 関連者からの負債の総額が株主資本の3倍を超えた場合、超過分の負債に係る支払利子は税務上損金算入できない



利益の送金 および 関連者取引

- ・ 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの台湾域外法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - ・ 配当：21%
 - ・ 利子：20%
 - ・ ロイヤリティ：20%
- ・ 日本への支払等については日台租税取決めにより下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・ 配当：10%（日台租税取決めの制限税率）
 - ・ 利子：10%（日台租税取決めの制限税率）
 - ・ ロイヤリティ：10%（日台租税取決めの制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない

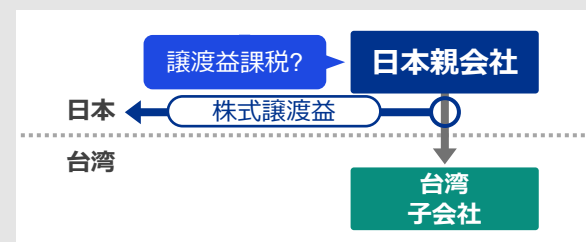


事業課税（撤退時）



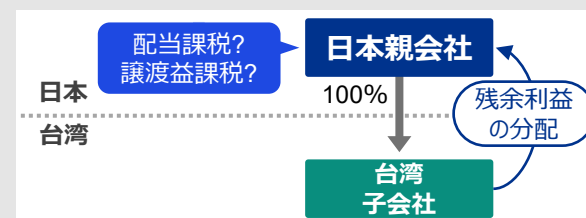
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 台湾企業が発行する株式の譲渡は、台湾域内法により営利事業所得税は課されないが、0.3%証券取引税が課税される（台湾にPEがある場合、譲渡益が基本所得額の計算対象になる）
- それ以外の株式譲渡に係るキャピタルゲインは台湾域内法により、20%の税率で課税される。
- ただし、日台租税取決めにより、不動産関連株式（価値の50%超が台湾不動産からなる株式）の譲渡の場合のみ台湾に課税権がある

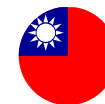


清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金等の払込資本を除いた部分（留保利益）の分配については、21%の配当源泉税が課される。ただし、配当にかかる日台租税取決めの適用関係は前ページ参照



納税要件・課税範囲 (1/2)



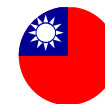
			居住法人	非居住法人（台湾域外法人）
課税所得の範囲			全世界所得	- 台湾の源泉所得が課税の対象となる（非居住法人は所得基本税の対象にならない）。台湾法人が台湾域外法人に支払う役務提供の対価は20%の税率で源泉税の対象となる（ただし、所得税法第25条のみなし課税の適用により収入 × 15% × 20%、つまり収入 × 3%課税の余地あり） 21%の源泉徴収税が課される - 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない
投資先	居住法人	配当等	台湾域内法人からの受取配当は免税となる。	
		株式等の譲渡	譲渡利益 - 台湾企業が発行する株式の譲渡は、営利事業所得税は課されないが、0.3%証券取引税が課税される（基本所得額の計算対象になる） - それ以外の株式譲渡に係るキャピタルゲインは、通常利益と同様に取り扱われる 譲渡損失 - 台湾企業が発行する株式の譲渡に係る譲渡損失は、損金算入できない - それ以外の株式譲渡に係るキャピタルロスと同年度の通常利益と相殺することが可能	日台租税取決めににより譲渡益は免税となる。（不動産関連株式の場合を除く）
	非居住法人	配当等	通常の課税所得として課税される。	
		株式等の譲渡	譲渡利益	
		譲渡損失	通常の課税所得として課税される。 キャピタルロスと同年度の通常利益と相殺することが可能。	

納税要件・課税範囲 (2/2)



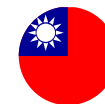
	居住法人	非居住法人（台湾域外法人）
国外支店の所得の取扱い	全世界所得に対して営利事業所得税が課される	
CFC課税	- CFC*の当年度利益が実際に分配されるか否かを問わず、台湾居住法人はCFCの当年度利益について、当該CFCに係る株式または資本額の保有比率に基づき計算された課税対象となる受動的所得につき、課税を受ける（2023年1月1日より施行）ただし、能動的事業活動等による適用除外規定もある *次の両方に該当する場合は、当該外国関係会社はCFCに該当する。 - 直接または間接的に50%以上の外国関係会社の株式を有する場合、または50%未満でも当該会社に対して重要な影響力を持つ場合 - 外国関係会社が軽課税国（法人税税率が台湾域内法定法人税率の70%以下である国または地域）で設立された場合	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税 (1/2)



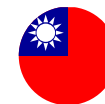
台湾域内向け払い にかかる源泉税	配当：0% 利子：10% ロイヤリティ：10%
従業員の 雇用にかかる税務 等	退職金制度 台湾の退職金制度には「労働基準法」と「労働者退職金条例」の2つの制度が併存している。 - 旧退職金制度－確定給付型（労働基準法）：月額報酬の2～15% - 新制度－確定拠出型（労働者退職金条例）：最低賃金の6% ※2005年7月1日以後に雇用が開始された労働者は新制度が適用される 2005年6月30日以前から継続して同一の会社に勤務する労働者は新・旧制度のいずれかを選択できる 全民健康保険 保険金額^(*)の5.17% (雇用主負担割合：60%) + 補充保険料^(*) 労工保険（普通事故保険費用、就業保険費） 保険金額^(*)の11.5% (雇用主負担割合：70%) 職業災害保険費（Occupation Injury Insurance） 保険金額^(*)の0.11～0.93% (雇用主全額負担割合) 従業員福利金 従業員が50人以上となる企業は、従業員福利委員会を設置・運営し、従業員福利金を積み立てる必要がある。 - 従業員福利委員会の設立時、会社設立時の当初資本額の1～5%を積み立てる - 営業収益額から毎月定期的に0.05～0.15%を積み立てる - 月次従業員給与から0.5%を源泉徴収し、積み立てる (*) 基本月額報酬より算出される (*) 雇用主は、基本月額報酬が保険加入金額を超えた場合、その差額について2.11%の補充保険料の源泉徴収義務がある

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税（2／2）



付加価値型営業税 (General Business Tax or VAT)	課税取引 台湾で販売・提供される物品とサービスおよび物品の輸入に対して課される。 税率 標準税率は5%である（輸出物品等は非課税取引とされる）。 インボイス制度 台湾の税務署にて購入したインボイス（統一發票）を発行する必要がある。 申告期限および納付期限 原則として2ヵ月分を一括して、期間終了後の15日まで申告・納付する義務がある。 登録 事業開始前に営業税登録が必要となる。
その他の間接税	非付加価値型営業税（Non-Value-Added Business Tax／Gross Business Receipts Tax；GBRT） 下記の特定業種を対象として、その売上に対して課税される。 - 金融・保険業：1～5% - ナイトクラブ等の特殊飲食業：15～25% - 小規模営業者（月次売上高NTD 20万以下）：1% - 農産物関連の仲介人・小規模営業者：0.1%
印紙税	金銭領収書（表示金額の0.4%）、請負契約書（表示金額の0.1%）、不動産売買契約（表示金額の0.1%）等の作成・締結に発生する。
デジタル課税	2017年5月より越境デジタルサービスに係る営業税（VAT）に関する新制度が実施された。台湾にPEがない台湾域外事業者は、年間販売額が一定の基準額（NTD 48万）を超える場合、自社または税務申告代理人に依頼し、税籍登録し、営業税の申告・納付を行う必要がある - 上記に加えて、2018年1月に台湾財政部は越境デジタルサービスに係る所得税の課税規定を公布した（対象初年度は2017年であり、2018年5月まで申告する必要がある）

法人課税にかかる各種優遇税制措置（1／2）



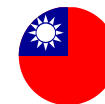
項目	対象企業	優遇措置内容
産業革新条例 (Statute for Industrial Innovation)	特定の研究開発を行う企業	<u>一般研究開発への投資（産業革新条例 第10条）</u>： 次の優遇措置のいずれかを選択できる（各事業年度の税額控除前所得税額の30%を限度とする）。 • 優遇対象となる研究開発費の15%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する • 優遇対象となる研究開発費の10%を上限に、当年度より3年以内の各年度の営利事業所得税から控除する <u>自社用スマート機械・5G通信システム・設備等への投資（産業革新条例 第10条の1）</u>： 同一課税年度内の支出額がNTD 100万以上、10億以下の範囲において、次の優遇措置のいずれかを選択できる（各事業年度の税額控除前所得税額の30%を限度とする）。 • 支出の5%を上限に、当年度の営利事業所得税から控除する • 支出の3%を上限に、当年度より3年以内の各年度の営利事業所得税から控除する <u>知的財産収益に関する税額控除（産業革新条例 第12条の1）</u>： 自社開発し取得した知的財産権の譲渡・許諾に係る収益の範囲内において、当年度の研究開発支出額の200%を上限に、当年度の営利事業所得額から控除できる。
バイオ・新薬発展条例 (Statute For The Development Of Biotech And New Drug Industries)	台湾經濟部からバイオ・新薬製薬会社としての認定を受けた企業	優遇対象となる研究開発費の25%を上限に、営利事業所得税から控除できる（5年間繰越し可能。税額控除各事業年度の税額控除前所得税額の50%を限度とする）。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)



項目	対象企業	優遇措置内容
自由貿易港区設置 管理条例 (Act for the Establishment and Management of Free Trade Zones)	台湾域外法人またはその支 店等が自由貿易港区で貯蔵 し、または簡易加工した物品 を輸出版売した企業	- 台湾源泉所得に対する営利事業所得税の免除 - 関税、営業税、物品税の減免・免除

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、台湾での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接台湾で裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社が台湾税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、台湾における税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、台湾の課税所得から控除できる - 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない	- 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、台湾の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある
駐在員 事務所	- 駐在員事務所設立にあたっては、經濟部および国税局への申請が必要。法人税の申告書の提出は必要ないが、従業員給与やオフィスのオーナー（個人）への源泉徴収が必要のため、源泉徴収の申告は必要となる - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- 台湾での活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際に台湾域内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税取決めにおける恒久的施設（PE）と認定されると、台湾法人所得税が発生する - 発生する営業税の仕入税額控除ができず、営業税がコストになる
出張 ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- 台湾進出の規模は相当程度限定される - 出張者の台湾での活動および滞在日数によっては、日本本社が台湾においてPEを有していると認定される可能性がある。また、出張者の台湾滞在日数によって、台湾で給与を得ていなくても台湾で個人所得税の申告納税が必要になる

PE課税 - PEの種類



PEの種類

台湾のPE類型は、日本と締結した租税取決めにおいては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日台租税取決め第5条第2項)

2 代理人PE

台湾域外企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人（常習代理人）



(日台租税取決め第5条第5項)

3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場または建設、組立てもしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



(日台租税取決め第5条第3(a)項)

4 サービスPE

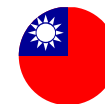
単一のプロジェクトまたは複数の関連プロジェクトについて12カ月の間に合計183日を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務の提供を含む）



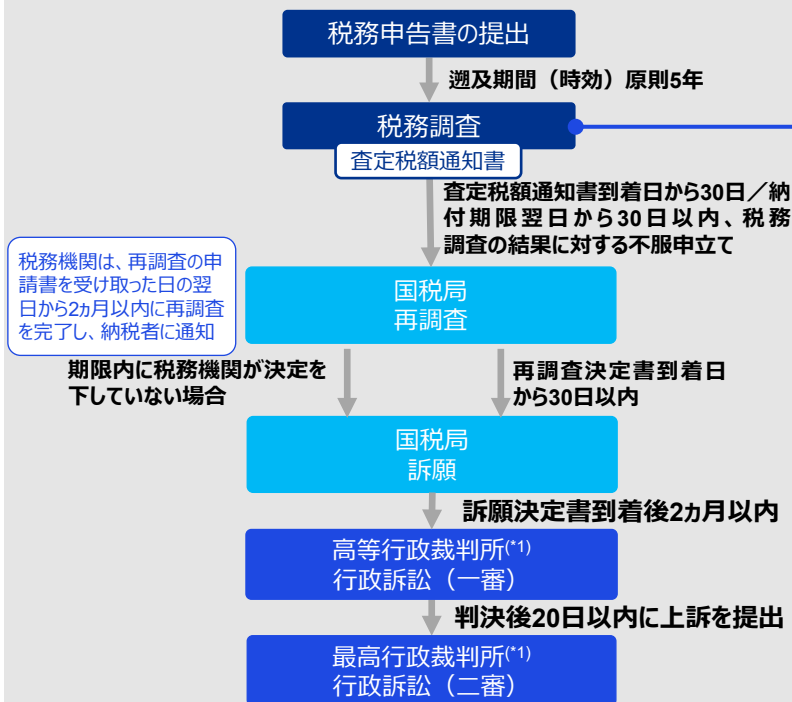
(日台租税取決め第5条第3(b)項)

MLI条約対象外

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：National Taxation Bureau（NTB）
 国税局の人員数：約5,000人（台北、高雄、北区、中区、南区）

税務調査の執行上の特徴

- 台湾に進出する日系企業の子会社または支店はほぼ会計士による税務監査を受けている
- 税務監査とは税務当局指定の監査手続きを会計士が実施し、申告書とともに提出するもので、繰越欠損金の控除、交際費損金算入限度額の拡大および、税務調査の質問が原則として担当会計士に行くというメリットがある
- 税務当局は毎年申告書の内容を査定する。書面審査のみで終わる場合、書面質問が行われ、それに対する回答により終わる場合、回答によっても国税局に納得してもらえず追徴課税を受ける場合がある。書面審査で終わる場合は通常申告時期から1年内に国税局から査定書が発行される
- 査定書が発行されると、その年度の税務リスクはほぼないと考えられる。例外的に後日不正等が発覚した場合、国税局には追徴権が残る

紛争解決手続き

- ①再調査（税金徴収法第35条）：
 査定税額通知書到着日から30日／納付期限翌日から30日以内、納税者が国税局の税務調査による査定後の税額または処分内容について不服がある場合、所定の様式により理由を陳述し、証明書類を添付して、最調査の申請を行う。
- ②訴願／行政訴訟（税金徴収法第38条）：
 納税者が国税局による再審査の結果、決定された事項に対して不服がある場合、訴願および行政訴訟を提出することができる。

(*1) 税額NTD 50万超の案件に適用される。NTD 50万以下の案件については、簡易訴訟手続案件となり一審の申請提出先は地方裁判所行政法廷、二審の申請提出先は高等行政裁判所となる

ホットトピック（税務調査の論点も含む）



01

会社の事業に関連しない損失

論点：会社の業務からは想定されない損失が計上されている場合には、国税局から問い合わせを受ける可能性が高い。

対応策：発生した費用が台湾法人の業務に必要であることを説明できる資料および証拠を準備する。

02

外部派遣人員給与

論点：（1）海外勤務の従業員の勤務期間に占める出国日数の割合で、給与を含む関連費用を損金不算入とされる可能性がある。（2）関係会社に対する派遣人員に関して、実費給与額のための請求の場合、マークアップ相当分の利益の追徴課税がなされる可能性がある。

対応策：海外勤務が台湾域内法人の業務に必要であることを説明できる資料および証拠を事前に準備する。海外勤務が海外関係会社の業務に貢献する場合は、給与等の実費に利益相当額を加算して海外関係会社に請求する。

03

研究開発費の税額控除

論点：研究開発費に含まれる内容の妥当性を証明する資料の提出を求める。

対応策：妥当性を証明するため、下記の資料を備えておく必要がある。

- ・ 給与が研究開発費に含まれる研究開発部員の専門性の説明資料（学歴、職歴、資格、担当研究内容等）
- ・ 研究開発用の消耗品等の資産の入在庫管理および営業原価との区分を明確にしている記録・説明資料
- ・ 研究開発用の期末未使用の消耗品等を棚卸資産として資産計上している記録・証明

04

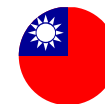
管理サービス費

論点：台湾域内法人は日本本社に管理サービス費用を支払う場合、当該管理サービス費用の妥当性を証明する資料の提出を求める。

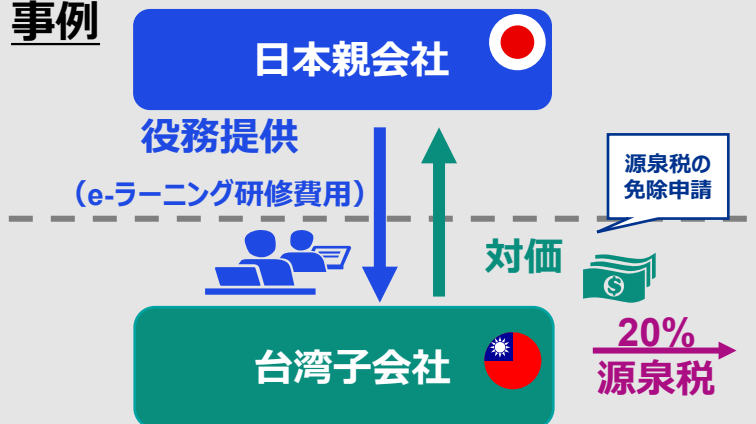
対応策：妥当性を証明するため、下記の資料を備えておく必要がある。

- ・ 契約書およびサービスを実際に提供した事実を証明する書類
- ・ サービス内容の概要・台湾法人の営業の必要性の説明書類
- ・ 対価の合理性の説明資料

台湾の課税事例（租税取決めの免税申請）



事例



問題点（手続きが非常に煩雑で事務負担がかかる）

- PEのない事業所得（台湾子会社への役務提供により受領する対価）についても台湾国内法で源泉税の対象となりえるが、日台租税取決めによる免税申請を行う場合は、居住者証明はじめ申請資料が膨大かつ中国語で準備、移転価格文書もださなければならない等で手間がかかるため、租税取決めの適用を見送った
- 免税の対象となる源泉税は日本では外国税額控除の適用を受けることができない。仮に源泉徴収後に還付申請をする場合も、還付入金されるまで6ヵ月～1年程度を要する

企業の留意点

- すべてが日本からの役務提供の場合、非台湾源泉所得として源泉徴収をしないことも可能。ただし、台湾税務当局は非居住者が提供したサービスが「台湾内に居住している個人または営利事業者の参与および協力によって完了された」と考えて、税務調査時に台湾域外から提供したサービスも台湾源泉所得（源泉徴収対象）であると主張するケースが多い
- 20%の源泉徴収に係る争いを避けるため、日台租税取決めの事業所得免税を事前申請することが推奨される

日台租税取決めによる免税申請

以下の条件を満たす場合には、日台租税取決め免税規定の申請が可能。
一般的には、会計事務所等のエージェントを通して申請を行う。
免税許可書の発行までの所要期間は免税申請から6ヵ月～1年程度となる。

<申請条件>

- 日本の居住者法人であり、条約上の受益者であること
- 台湾にPEを有しないこと

申請資料

- 日本の居住者証明書
- 取引の概要説明等の資料
- 会計事務所等のエージェントを免税申請の代理人とする委任状
- 所得金額の根拠を示す計算書類 等

台湾の移転価格税制の概要、特有の事項、ホットトピック

【目次】

台湾における移転価格税制の概要

移転価格税制の概要21

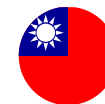
LF／MFの概要23

国別報告書の概要24

台湾における特有の事項およびホットトピック

台湾における移転価格税制の動向25

移転価格税制の概要 (1/2)



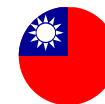
1. 移転価格税制導入時期

台湾財務省は2004年に、TP Assessment Rulesを導入し、移転価格税制を導入。2017年、2020年に当該法令に修正を行い、OECDガイドラインに基づいた制度となった。

2. 関連者の定義

1. ある会社が、直接または間接的に、ほかの会社の議決権株式数または株式価額の20%以上を所有する場合は、両者は親子会社として関連者とみなされる
2. 複数の会社が同じ株主により直接または間接的に議決権株式数または株式価額の20%以上保有されている場合、これらは兄弟会社として関連者とみなされる
3. ある会社が、ほかの会社の最大株主であり、かつ議決権株式数または株式価額の10%以上所有している場合、その会社は大口株主とされ、両者は関連者とみなされる
4. 複数の会社の有力株主または役員の50%以上が同一である場合、これらは関連者とみなされる
5. ある会社がそのほかの会社の株式の50%以上を保有し、そのほかの会社の役員の50%以上を保有している場合、両者は関連者とみなされる
- 6.ほかの会社の同じ社長、代表社員、同等の地位の高い役員を持つ企業、または企業の会長CEO同等の地位の高い役員がほかの会社の会長CEO同等の地位の高い役員と「接近した関係」である場合、両者は関連者とみなされる。その場合「接近した関係」とはCivil Code（民法）に規定された関係系図の2段階（親等）以内の場合である
7. 台湾に本社がある会社の台湾内支店と台湾域外支店の場合、両者は関連者とみなされる
8. ある会社がほかの会社の人事案件、財務案件、業務事項についた直接的または間接的に支配している場合。その支配はCEO同等の地位の高い役員の指名、金融機関以外の会社が総資産の1/3以上の金額を貸与または貸付補償を行った場合、特許・トレードマークそのほかの同等のもののライセンス供与により50%以上の売上が生じている、支配された仕入額がほかの会社の年間売上額の50%以上、支配された売上額がほかの会社の年間購入額の50%以上、のいずれかの場合、両者は関連者とみなされる
9. ある会社がほかの会社との協調融資契約をもっている場合、両者は関連者とみなされる
10. ある会社がほかの会社の人事、財務事項、営業事項、管理上の意思決定を支配している、または重大な影響力をもっている場合、両者は関連者とみなされる
11. そのほかの場合
(TP Assessment Rules 第3条)

移転価格税制の概要 (2/2)



3. 移転価格調査の時効

申告期限から5年（不正と判断される場合は7年）（Tax Collection Act 第21条）

4. 独立企業間価格の算定方法

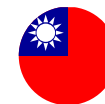
	棚卸資産取引	無形資産取引	サービス取引	資本取引
該当条文	Article 10	Article 11	Article 12	Article 13
CUP法	○	○	○	○
RP法	○			
CP法	○	○	○	○
TNMM	○	○	○	
PS法	○	○	○	
その他の方法	○	○	○	○

5. 日本とのAPA／MAPの適用可能性

日本との民間租税取決めの有無
有り

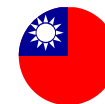
実務上の適用可能性
あり（二地域間APAの案件が協議されている。）

LF／MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	年間売上高が300百万NTD（約13億円）以上、または国外関連取引が200百万NTD（約9億円）以上の企業（Tax ruling No 09704555160.）
2. 作成期限	税務申告期限（事業年度末から5ヵ月以内）までの作成が必要。または、TP開示状況に文書の状況について、記載する必要がある。（Article 22 of TP Assessment Rules）
3. 提出期限	税務当局の要請があつてから1ヵ月以内の提出が求められる。※ただし、特別な事情がある場合には1回のみ1ヵ月の猶予が与えられる可能性がある。（Article 22 of TP Assessment Rules）
4. 作成言語	原則中国語。税務当局からの事前の承認がある場合、英語での提出が認められる。※ただし、税務当局は中国語での提出を求めるケースが多い。（Article 22 of TP Assessment Rules）
5. 罰則	3,000NTD～30,000NTDの罰金（Article 33 of TP Assessment Rules） また、LFの提出が行われなかった等情報の開示がなされなかった場合、業界の標準利益率に従って、更正を行う可能性がある。 さらに、移転価格調査により、所得金額の更正が行われた場合、企業の状況によっては、過少であった納付額の最高 2 倍の追徴課税を同時に科すことができる。
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	年間売上高 30 億 NTD 以上または国外関連者取引 15 億 NTD 以上の企業（Tax ruling No. 10804651540）
2. 作成／提出期限	作成期限は税務申告期限（事業年度末から5ヵ月）まで 提出期限は事業年度末から12ヵ月以内（Article 21-1 of TP Assessment Rules）

国別報告書の概要

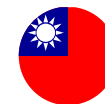


国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリング※の場合のみ）

1. 作成義務対象者	前年度の連結グループ総収入額270億NTD以上の多国籍企業グループ 2019年12月に発行されたTax ruling No. 10804651540によると、マスターファイルの提出義務がない企業は台湾でのCbCRの提出は免除される。当該免除は2017年度以降に適用される。
2. 提出期限／作成期限	会計年度終了日から12ヵ月以内（Article 22-1 of TP Assessment Rules）
3. 罰則	3,000NTD～30,000NTDの罰金（Article 46 of Tax Collection Act）
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	税務申告期限（事業年度末から5ヵ月）までに通知が必要（Article 22-1 of TP Assessment Rules）

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

台湾における移転価格税制の動向（調査に関するトピック）（1／2）

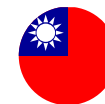


台湾における移転価格調査の傾向

- 台湾において、2005年に移転価格文書が導入されて以来10年以上が経過し、台湾当局は多くの経験を蓄積している
- 年々、移転価格調査の件数は増加傾向にある
- 移転価格調査に係る近年のトレンドは下記のとおり

移転価格文書	納税者が移転価格文書の提出を要求されるケースが増加
セグメント検証	単体検証ではなく、取引別のセグメント損益の検証が求められるケースが増加（なお、セグメント損益の検証を要求される場合、各取引セグメントごとに別個のベンチマーク分析の実施を求められる傾向がある）
着目されやすい取引	無形資産取引のうち、ロイヤリティ取引、本社費用の配賦（特に研究開発費等）基準について
対応方法についての助言	適切な移転価格文書および当局への説明資料を具備するなどの対応が必要 特に、LF対象者の基準額が日本の基準よりも低いため、日本側の規定でLF作成義務対象でなくても台湾側でLF作成義務対象であることがあり、注意が必要である。

台湾における移転価格税制の動向（調査に関するトピック）（2／2）



台湾における移転価格調査の傾向

- 台湾当局より、移転価格調査の対象となりうる企業が下記のとおり示されている

利益率の観点	● 報告された利益率は、同業界の企業の水準よりも低い場合 ● グローバルでプラスの連結利益にもかかわらず、台湾の会社は損失ないし低利益水準である場合した場合 ● 課税年度を含む直近3年間に於いて、不安定で変動の激しい利益率であった場合
コンプライアンス違反	● 関連当事者間取引情報を所定の様式で開示していない場合 ● 独立企業間取引の性質を評価すること、および移転価格規則に従って文書を更新することを怠った場合 ● 独立企業間原則に従った関連者間取引を行わなかった場合
移転価格調査関連	● 監査において、移転価格査定規則に従って関連当事者取引に関する書類を提出しなかった会社の、後続年度の法人税申告 ● 移転価格規則に従って税務当局によって行われた調整を受けた会社の、その前後の年度における法人税申告
その他	● タックスヘイブンまたは税率の低い国における関連当事者との取引額が多額、または高頻度である会社の場合 ● 優遇税制を享受する関連当事者と多額または高頻度で取引を行った会社について ● 納税義務を回避または軽減するために、独立企業間価格の取引を行わなかった場合

台湾における移転価格税制の動向（移転価格調整金に関するトピック）



台湾におけるOne time Adjustment

- 一般に、事業活動の結果として、様々な要因により、企業の営業利益率等がTPポリシーのターゲットの範囲から逸脱する場合がある。このようなケースでは、独立企業原則に則った利益配分を実現するために、事業年度内に1度のTP調整を行う必要が生じる
- 従来、台湾において当該調整を行うことは難易度が高いと考えられていたが、2019年11月15日付で台湾財務省が発行したRuling no. 10804629000において、1回のTP調整を実施するための明確なガイダンスが発表された
- TP調整が認められるための要件は下記のとおり

書面による合意	取引前に、あらかじめ、取引当事者間で、取引条件および取引価格に影響を及ぼすすべての要因について、書面により合意する必要がある。
会計処理	調整から生じた関連する売掛金および買掛金も計上する必要がある。
対応的調整	両法人が調整を行う必要がある（台湾法人が調整を行う場合、もう片方の当事者も対応的調整を行う必要がある）

※ なお、関税、VATの観点から一定の手続きを踏む必要がある。

なお、実際に移転価格調整金を導入するために関税当局に対し数種類の書類を提出し、審査を受ける必要があるため、依然として移転価格調整金の導入には高いハードルが残っている

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。
ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.